

外国特許トピックス

2015年10月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

シンガポール知的財産庁がPCTの国際調査/国際予備審査機関としての業務を開始

東南アジアにおけるIPの拠点を目指し、近年活発な動きがみられるシンガポールですが、この度、シンガポール知的財産庁がPCTの国際調査/国際予備審査機関としての業務を開始しました。

シンガポール知的財産庁とWIPOはシンガポール知的財産庁が2015年9月1日からPCTの国際調査機関（ISA）および国際予備審査機関（IPEA）としての業務を開始する取決めを締結し、同日よりシンガポール知的財産庁は同庁を受理官庁としたPCT出願、及び受理官庁としての国際事務局に出願されたシンガポール知的財産庁への出願適格を有するPCT出願について国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を開始しました。PCTの国際調査は、WIPOのPCT FAQsでは、「特許出願で主に使用される言語(中国語、英語、ドイツ語及び日本語、また場合によってフランス語、韓国語、ロシア語及びスペイン語)による関連特許出願及び技術文献を対象に行われる、高度な先行技術調査で、国際調査の高い品質は、PCTに規定された調査すべき資料に関する基準、経験の深い特許庁でもあるISAの有能なスタッフ及び統一された調査手法によって保証されています」と説明されています。ことに近年はPCTにおける調査、審査の成果物がPPH（特許審査ハイウェイ）申請の際の添付資料として利用される機会が増えていますので調査の高度性、品質の確保は重要な課題と言えます。また、国際調査も国際予備審査機関として行う国際予備審査もそれぞれ報告書の作成時期が定められているためスケジュール管理の厳格性も要求されます。このように国際調査/国際予備審査機関としての業務、及び業務管理の意義が重要なことに鑑み、PCTでは国際調査/国際予備審査機関になるためには人員及び資料に関する最小限の要件を備えることに加え、PCT同盟総会による承認（選定）が必要とされています。シンガポール知的財産庁は2014年9月の第46回PCT同盟総会で選定を受けましたが、上記の通り国際調査/国際予備審査機関になるのは容易ではなく、知財新興国の管轄官庁にとってはそれなりに高いハードルであると思われます。実際、シンガポール知的財産庁の2015年8月31日付のプレスリリースでは、「ASEANで最初の国際調査/国際予備審査機関」、「(日、中、韓、印に次いで)アジアで5番目」、「国際調査/国際予備審査機関として選ばれた官庁グループに加わった」と胸を張って今回の業務開始を伝えています。シンガポール知的財産庁はPCTで19番目の国際調査/国際予備審査機関で、他の18庁はオーストリア、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、エジプト、欧州、スペイン、フィンランド、イスラエル、インド、日本、韓国、ロシア、スウェーデン、米国、北欧の各特許庁となっています。また、シンガポール知的財産庁は上記の国際調査、国際予備審査に関する業務に加え補充国際調査（Supplementary International Search - SIS）を手掛ける機関にもなっています。補充国際調査は2009年1月より開始された比較的新しい制度で、出願時に選択する国際調査機関による国際調査に加えて、出願人の希望により別の国際調査機関による国際調査を提供するもので、補充国際調査を請求することで、調査される文献の対象範囲が言語面及び技術面で拡大され、国内段階で新たな特許や先行技術文献が発見されるリスクを軽減できるとされています。シンガポールは国土の狭い都市国家ですが、中国系、マレー系、タミル系他の複数民族で構成されており、中国語、英語が共に公用語の一つとなっています。このような背景の下、シンガポール知的財産庁は自庁の国際調査等に関する調査能力の特徴として、英語、中国語両方の言語で先行技術調査ができる点をあげています。特に中国語による調査を重要視しており、2009年から2012年にかけて毎年平均30%以上の増加となっている中国特許出願案件に関する調査でも、審査官の25%（4人に1人）は中国語で調査を行う能力があり、要請には十分に対応できるとしています。

以上